

令和2年度千葉県地域リハビリテーション広域支援センター選定会議  
開催要領（案）

1 目的

千葉県地域リハビリテーション広域支援センターとして指定する医療機関を公平かつ適正に選定することを目的として、千葉県地域リハビリテーション広域支援センター選定会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 所掌事務

会議の所掌事務は、各圏域の地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査とする。

なお、審査は、「地域リハビリテーション広域支援センターの指定に係る審査・選定要領」に基づき行うものとする。

3 構成員

会議の構成員は、千葉県千葉リハビリテーションセンター長並びに健康福祉部健康づくり支援課長、高齢者福祉課長、障害者福祉推進課長及び医療整備課長の他、外部有識者4名程度とする。

4 事務局等

- (1) 会議の事務局を健康づくり支援課に置く。
- (2) 会議の議事運営は健康づくり支援課が行うものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和2年〇〇月〇〇日から施行し、令和3年3月31日をもって失効する。